参考資料2

指定廃棄物等の状況について

平成28年7月

環境省

対策地域内廃棄物・
指定廃棄物について

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

↓

環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定

↓

国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査（特措法第16条）

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査（特措法第18条）

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定

※汚染状態が一定基準（8,000Bq/kg）超の廃棄物

↓

国が処理

不法投棄等の禁止

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- 特定廃棄物には該当せず、廃棄物処理法が適用される廃棄物であるが、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物を環境省令で規定。廃棄物処理法の処理基準のほか、特措法の特別処理基準に基づき処理。

  ※環境省令において一定の地域にある一定の種類の廃棄物（浄水汚泥、下水汚泥及びその焼却灰、廃棄物焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等）を規定。

- 安全評価により、Cs134及びCs137についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、安全に処理することが可能であると考えられるが、入念的に、より一層の安全確保を図ろうとするもの。

国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理進捗状況（H28.6.24現在）

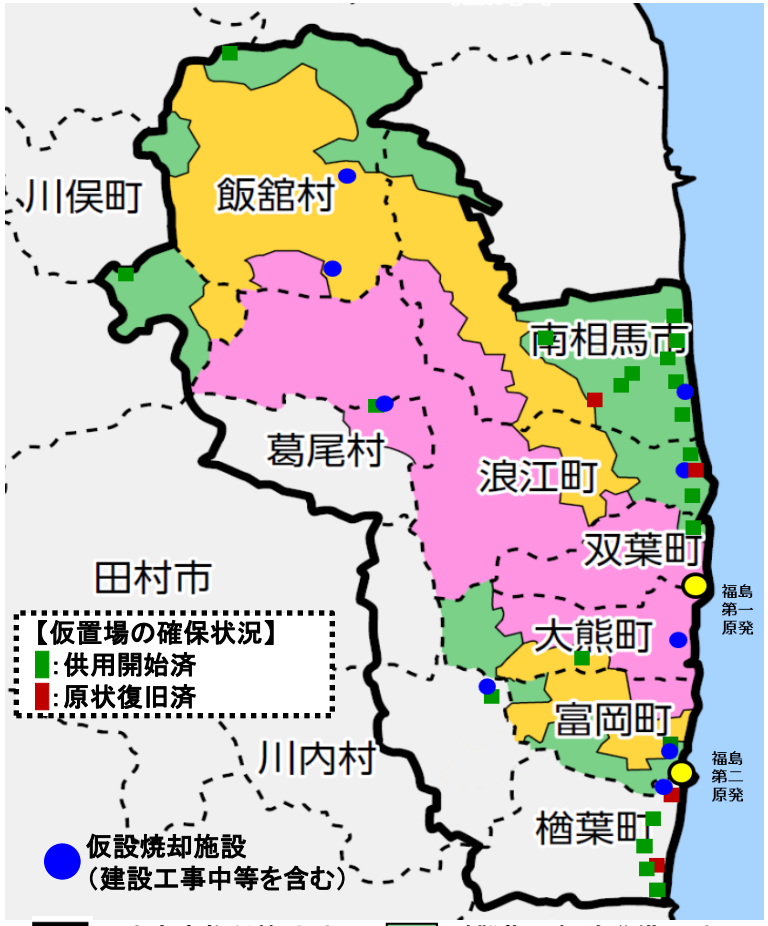

汚染廃棄物対策地域　避難指示解除準備区域
居住制限区域　帰還困難区域

撤去前（平成26年7月）

撤去後（平成28年3月）

浪江町における津波がれきの撤去状況

対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月26日一部改定）に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

○帰還困難区域を除き、平成27年度末時点で、仮置場への搬入を完了。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

○平成28年5月末現在、約88万トン搬入完了(平成28年1月時点で、帰還困難区域を除いて約116万5千トンと推定)。

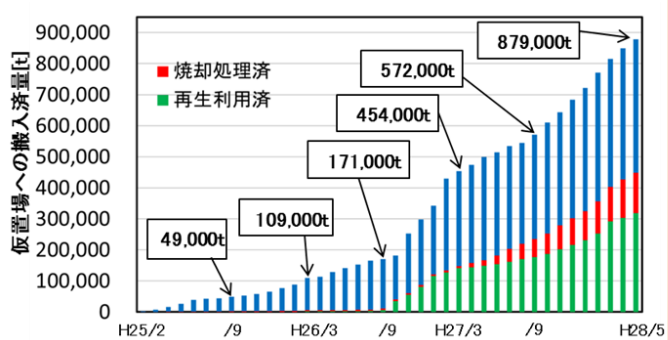

対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

【津波がれきの撤去状況】

○旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、平成28年3月に仮置場への搬入を完了。

【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	飯舘村(小宮地区)、富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村(蕨平地区)
建設工事中	楢葉町
建設工事準備中	大熊町
処理方針検討中	双葉町、川俣町
災害廃棄物等の処理完了	川内村

※田村市については既存の処理施設で処理中。

楢葉町の仮設焼却施設
（平成28年６月）

福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

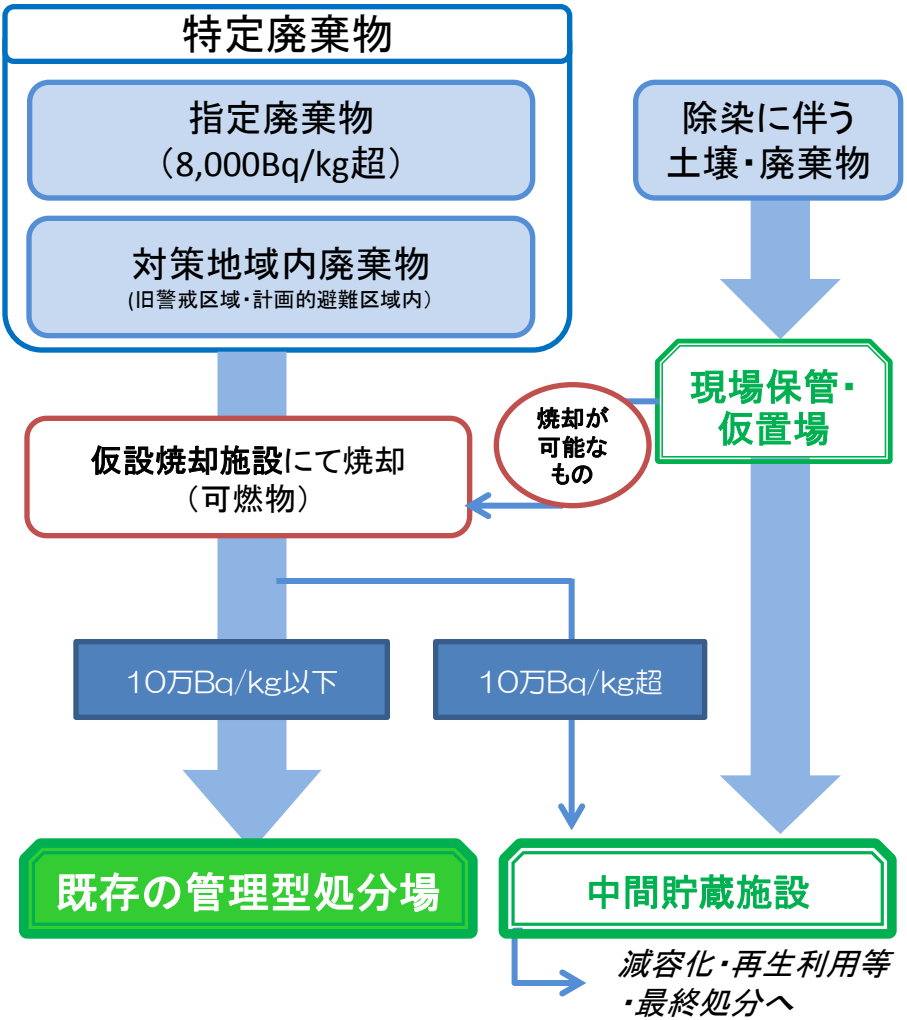

減容化事業の例

下水汚泥

福島市堀河町終末処理場

平成26年10月末、脱水汚泥等の乾燥処理を完了。平成28年3月末には施設の解体完了。

福島県県中浄化センター（郡山市）

平成26年3月、脱水汚泥等の焼却事業を終了。以降、県が8千Bq/kg以下の焼却処理を行い、平成28年5月末で焼却完了。

農林業系・除染廃棄物等

鮫川村

平成27年7月末をもって、農林業系廃棄物等の焼却を終了。

飯舘村蕨平地区

飯舘村及び村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業。平成28年1月に仮設焼却施設の運転を開始。同年4月には併設の資材化施設についても運転を開始。

田村市・川内村内民有地（開閉所）

県中・県南等24市町村の農林業系廃棄物を減容化する事業。平成29年3月の稼働に向け準備中。

安達地方

安達地方の3市町（二本松市・本宮市・大玉村）の農林業系廃棄物及び可燃性の除染廃棄物を減容化する事業。事業の実施に向けて、地元調整中。

管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。
既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

活用に係る受入れ要請などの経緯

- **H25.12.14** 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楢葉各町及び福島県に受入れを要請
- **H27. 6. 5** 福島県・富岡町・楢葉町に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえ、施設の国有化を含む国としての考え方を提示
- **H27. 8.25** 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県・富岡町・楢葉町から国に申入れ
- **H27.11.16** 福島県・富岡町・楢葉町に対して、8月の県及び2町からの申入れ等を踏まえた国としての考え方を提示
- **H27.12. 4** 県知事、両町長より、苦渋の決断であるが、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業を容認する旨、国に伝達がなされる
- **H28. 4.18** 既存管理型処分場について、土地及び不動産の売買契約を締結し、事実上国有化
- **H28. 6.27** 国と県、富岡町及び楢葉町との間で、管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結

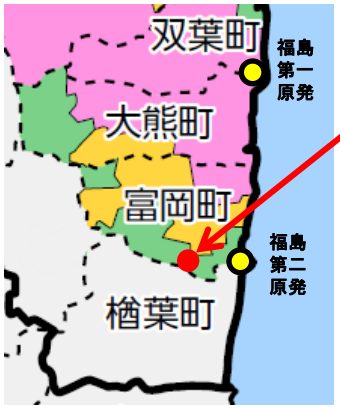

フクシマエコテッククリーンセンター
※富岡町に位置（搬入路は楢葉町）

【施設概要】
- 処分場面積：約9.4ha
- 埋立容量　：約96万㎥（埋立可能容量：約65万㎥）

- 汚染廃棄物対策地域
- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域

埋立対象物

- ○ **双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ** ＜約 2.7万㎥＞
- ○ **対策地域内廃棄物等** ＜約44.5万㎥＞
- ○ **福島県内の指定廃棄物** ＜約18.2万㎥＞

福島県、富岡・楢葉町からの申入れ（H27.8.25）の概要

1. **安全・安心の確保**…住民の不安を和らげるための具体策、施設管理並びに安全協定の考え方、搬入ルートの安全・環境対策を示すこと
2. **地域振興策の具体化**…地域振興策に対する国の考え方、自由度の高い交付金について示すこと、国が財源確保を行い両町が望む地域の将来像の実現を図ること

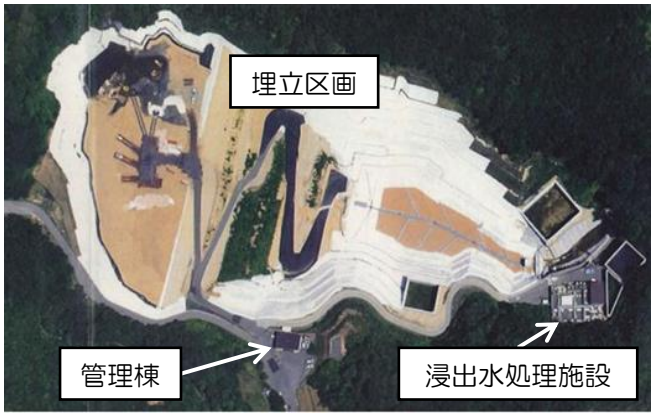

H27.8.25の申入れを踏まえた国の考え方（H27.11.16）の概要

1. **安全・安心の確保**
   - ・セメントを利用した雨水浸透抑制、情報公開拠点の新設等、住民不安を和らげる対応策
   - ・埋立完了後もモニタリング等を継続し、国が国有地とし責任をもって適切に管理
   - ・国と県及び2町で安全協定を締結し、国と地元行政区でも締結
   - ・既存の町道を新たな搬入ルートとして整備し、舗装の点検、待避所の設置等を実施
2. **地域振興策の具体化**
   - ・2町が実施する事業の具現化に対して、国として全力を挙げた支援の実施
   - ・極めて自由度の高い交付金について、県に協力をお願いしつつ、適切に対応
   - ・2町の将来計画の実現に向けて必要な支援を最大限実施

5県（宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県）の経緯

経緯

（1）放射性物質汚染対処特措法（平成23年8月30日公布）

（2）放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）

指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。

（3）処理施設の候補地提示（平成24年9月）

栃木県（矢板市）及び茨城県（高萩市）において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

選定プロセスの見直し（平成25年2月）

①市町村長会議の開催　→　共通理解の醸成

・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。

②有識者会議の開催　→　専門家による評価

・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論

③詳細調査の実施　→　安全性の担保

・候補地の安全性に関する詳細調査（ボーリング等による地盤、地質、地下水等）の実施、評価

指定廃棄物に関する関係５県の状況

宮城県

【市町村長会議】

第１～３回：H24.10～H25.5
第４回：H25.11.11→選定手法確定
第５回：H26.1.20
→詳細調査候補地を３カ所提示
（栗原市深山嶽（くりはらしふかやまだけ）、大和町下原（たいわちょうしもはら）、加美町田代岳（かみまちたしろだけ））

【国・宮城県・３市町の会談】
第1回～第4回：H26.5.26～H26.6.30

第６回： H26.7.25
第７回（県主催）：H26.8.4
→県知事が県内市町長の総意として詳細調査受入れ表明

平成26年８月下旬より３カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。
※現地調査は、加美町の反対により実施できず（平成27年内の現地調査は断念）

H27.4.5、5.29、10.13
県民向けフォーラム
H27.10.29、11.30　有識者を交えた加美町との意見交換会
H27.11.14　有識者による加美町の詳細調査候補地の現地視察

第８回：H27.12.13
第９回（県主催）：H28.3.19
→再測定結果等を県に説明。
第10回（県主催）：H28.5.27
→県が8,000Bq/kg以下の廃棄物の濃度測定の実施を表明

栃木県

【市町村長会議】

第１～３回：H25.4～H25.8
第４回：H25.12.24
→選定手法が確定

H26.7.30
→詳細調査候補地を１カ所提示
（塩谷町寺島入（しおやまち てらしまいり））

第５回：H26.7.31
第６回：H26.11.9

H27.5.14、6.22、9.13
県民向けフォーラム
H27.10.14
塩谷町寺島入の豪雨影響調査
→11.30
調査結果を公表
第７回：H28.5.23
→放射能濃度の再測定実施を決定

上記のほか、地元自治体からの質問への回答、説明会の開催の打診、関係者への個別訪問等を実施。

千葉県

【市町村長会議】

第１～３回：H25.4～H26.1
第４回：H26.4.17
→選定手法が確定

H27.4.24
→詳細調査候補地を１カ所提示
（東京電力千葉火力発電所の土地の一部（千葉市中央区））

H27.5.20、6.2
千葉市議会全員協議会
H27.6.8、6.10
千葉市議会・市長から再協議の申入れ
H27.6.29,7.7,13,20,8.7
千葉市の自治会長や住民を対象に説明
H27.12.14
再協議申入れへの回答

茨城県

【市町村長会議】

第１回：H25.4.12
第２回：H25.6.27
第３回：H25.12.25
第４回：H27.1.28

【一時保管市町村長会議】

第１回：H27.4.6
第２回：H28.2.4
→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定

群馬県

【市町村長会議】
第１回：H25.4.19
第２回：H25.7.1

（参考）環境省の有識者会議

- 第１回：H25.3.16　→施設の安全性について了承
- 第４回：H25.5.21　→候補地の選定手順案について了承
- 第６回：H25.10.4
  →候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承
- 第７回：H26.12.22　→施設管理のあり方等に関する課題を整理
- 第８回：H27.4.13　→施設管理のあり方等の考え方の素案について議論
- 第９回：H28.3.16　→保管強化、農林系の減容化策等について了承

指定廃棄物の指定解除の仕組みについて

平成28年4月28日 改正省令公布・施行

【 目　的 】

◆ 放射性物質に汚染された廃棄物のうち、8,000Bq/kgを超える濃度のものは、特別な管理が必要となるため、環境大臣が指定し、国が処理することとなっている。

◆ 一方、放射能の減衰により8,000Bq/kg以下となった廃棄物は、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能である。8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の下で処理が進められてきている。こうした状況を踏まえ、これまで規定されていなかった指定解除の要件や手続きを整備した。

【 仕組み 】

◆ 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で、指定を解除することができる。

※ 協議が整わない場合、指定の解除は行わない。

◆ 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行う。

※ 指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的支援を行う。

環境省

①8, 000Bq/kg以下となっていることを測定*1し、確認

一時保管者が8,000Bq/kg以下となっていることを自ら確認し、解除を申し出ることも可。

②協議

③解除する旨の通知

指定廃棄物の一時保管者*2

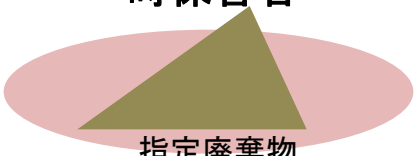

・市町村（一廃の場合）
・都道府県又は政令市（産廃の場合）

④廃棄物処理法上の廃棄物として、必要な処分や保管を行う。

指定前に一般廃棄物であったものは一般廃棄物、産業廃棄物であったものは産業廃棄物として処理*3

⇒各地域において最終的な処理先（既存の処分場）等の調整が必要

*1 測定は地元の要望に応じて対応。
*2 一時保管者と解除後の処理責任者が異なる場合は、処理責任者も対象。
*3 このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法上の処理基準のほか、特措法上の特別処理基準として上乗せあり。

除染・中間貯蔵について

国直轄除染の進捗状況地図 （平成28年5月31日時点）

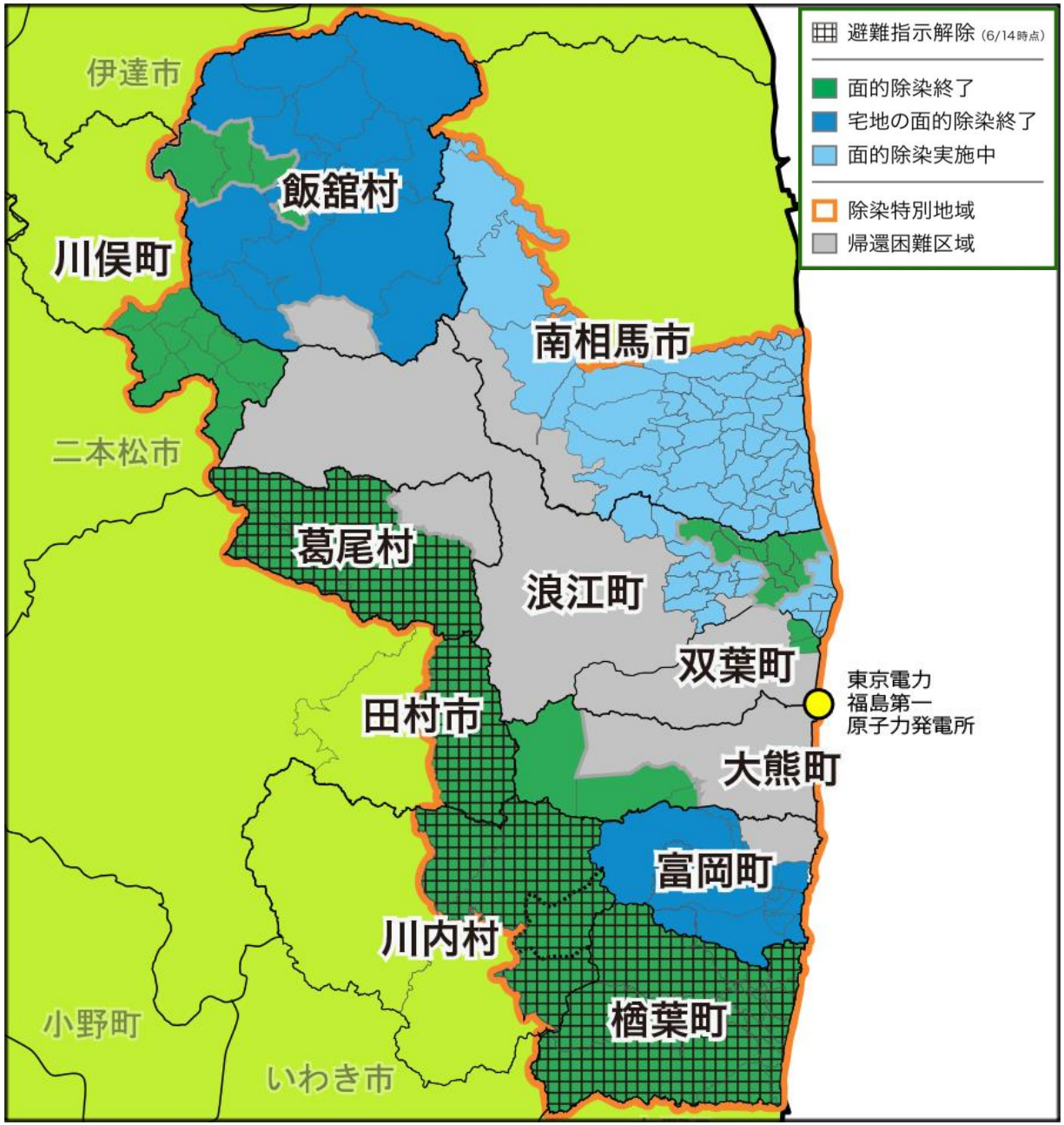

＜ 避難指示が解除された市町村＞

市町村	避難指示解除日
田村市	平成26年 4月 1日
川内村の一部 （旧避難指示解除準備区域） （旧居住制限区域）	 平成26年10月 1日 平成28年 6月14日
楢葉町	平成27年 9月 5日
葛尾村	平成28年 6月12日
南相馬市	平成28年 7月12日(＊)
飯舘村	平成29年 3月31日(＊＊)

(＊)平成28年5月31日の原子力災害対策本部にて決定
(＊＊)平成28年6月17日の原子力災害対策本部にて決定

○帰還困難区域の取扱い

- 政府全体の方針として、線量の見通し、住民の方々の帰還意向、産業ビジョンや復興の絵姿などを踏まえて、引き続き地元と検討を深めていく。
（「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年６月12日））

- 「帰還困難区域においても、放射線量が低下していることがモニタリングで明らかとなっています。地元の皆さんのふるさとへの思いをしっかりと受け止めながら、区域見直しに向けた国の考え方を今年の夏までに明確に示したいと考えております。」
(平成28年3月10日 総理の記者会見での発言)

- 「帰還困難区域をどのように復興させていくか、今夏までに国の考えを示したい。」
（平成28年６月３日総理福島視察）

国直轄除染の進捗状況概要 （平成28年5月31日時点）

主なトピックス

● 1日あたり最大15,400人規模（平成28年5月1日～5月31日）で除染を実施中

1．面的除染を実施中の市町村（平成29年3月までに全ての面的除染を終了することが目標）

	仮置場等の確保 注1	除染の同意取得	実施率（%） 注2,3			
			宅 地	農 地	森 林	道 路
飯舘村	確保済み	99.6%	100	62（57）	96（95）	62（57）
南相馬市	確保済み	91%	95（93）【100】	35（34）	62（60）	39
浪江町	94%	97%	63（57）	39（38）	83（77）	71（69）
富岡町	確保済み	終了	100	99	100	99.9

2．面的除染が終了した市町村

	除染終了時期 注4
田村市	平成25年 6月
楢葉町	平成26年 3月
川内村	平成26年 3月
大熊町	平成26年 3月
葛尾村	平成27年12月
川俣町	平成27年12月 注5
双葉町	平成28年 3月

注１）仮置場等の確保率は、必要とされる仮置場面積に対し、借地契約済みの仮置場面積が占める割合。除染工事の進捗に応じて、仮置場の必要面積の増減が発生することがあり、その場合、確保率の割合が増減することがある。

注２）実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合。「除染を実施できる条件が整った面積等」「一連の除染行為が終了した面積等」は、いずれも今後の精査によって変わりうる。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。
南相馬市の宅地における【】内は、平成27年度までに除染を行える環境が整った画地数に係る実施率。残りについては平成28年度に実施予定。

注３）「実施率」欄の括弧内は前月時点のもの。前月から変化がない場合、括弧書きは省略。

注４）除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した時期を記載。なお、同意を得られず面的除染の対象とならなかった場合でも、最終的に同意が得られれば、除染を実施する予定。

注５）平成27年9月の豪雨災害で被災した農地の一部等を除く。

汚染状況重点調査地域（市町村除染地域）における除染の進捗状況

福島県内、県外の市町村では、除染実施計画において除染等の措置の完了時期は平成28年度である。福島県内では住宅、農地・牧草地の除染は約9割、子どもの生活環境を含む公共施設等は8割に達し、福島県外では　「完了」、「概ね完了」市町村が57市町村中50市町村となる等予定した除染の終了に近づいている。一方で、仮置場確保の難航等の事情から、福島県内では道路、生活圏の森林は約5割の進捗に留まっているなど、計画通りの除染終了に向け一段の加速化が必要な地域もある。

○**「汚染状況重点調査地域」**として指定を受けている市町村：

（当初）104市町村　→　（現在）97市町村

これまでに線量低下などの理由で**7市町村が指定解除**

○**除染実施計画策定済み：　93市町村**

○**計画に基づく除染等の措置完了等：　50市町村**

（完了：23市町村　概ね完了：27市町村。　引き続きモニタリング等を実施）

○**計画に基づく除染等の措置継続中：　43市町村**

福島県内、県外の市町村では、除染実施計画において除染等の措置の完了時期は平成28年度である。

○福島県内における進捗状況（平成28年4月末時点）

住宅、農地・牧草地：約9割　　公共施設等：約8割

道路、森林（生活圏）：約5割

福島県外における進捗状況（平成28年3月末時点）

学校・保育園等、公園・スポーツ施設、住宅、道路：ほぼ終了　　農地・牧草地、森林(生活圏)：終了

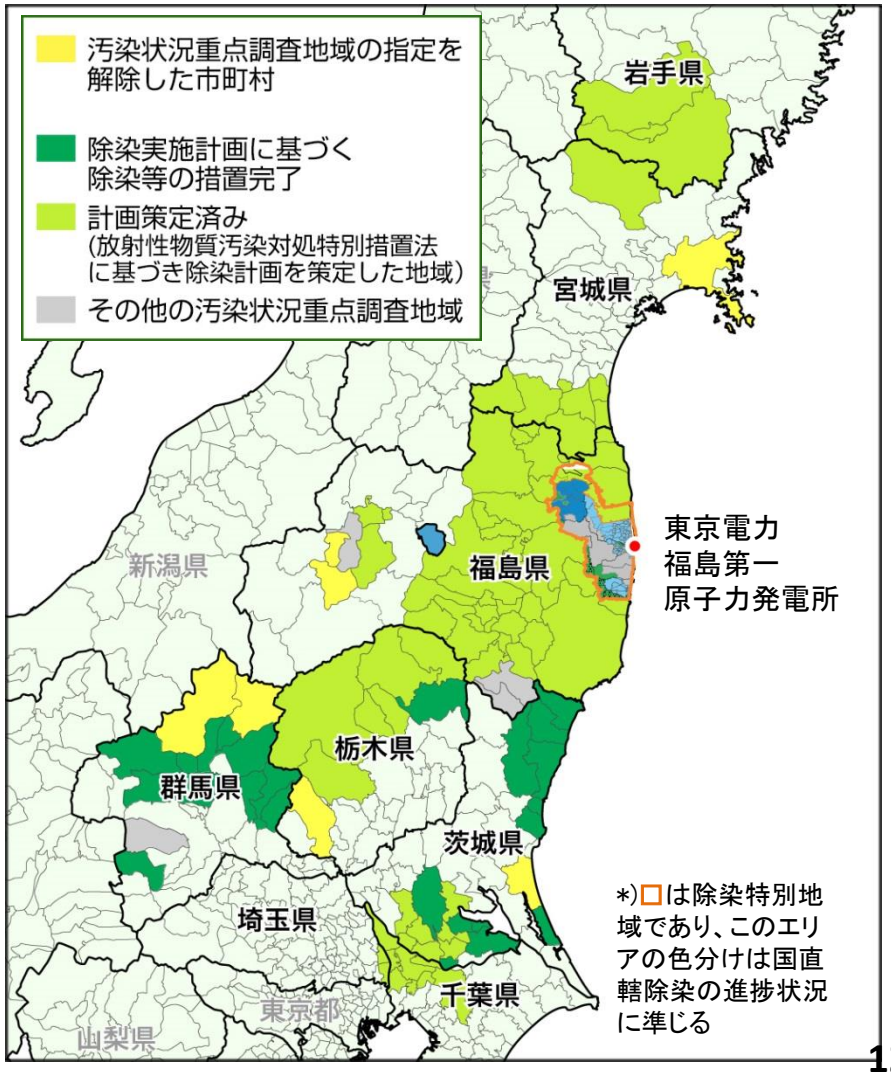

中間貯蔵施設の最近の動きについて

中間貯蔵施設の概要

○ 福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。※約1,600万～約2,200万㎥と推計（東京ドーム の約13～18倍に相当）

○ 現時点で最終処分の方法を明らかにすることは困難。

○ **<u>最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。</u>**（面積：約16km²）

➢福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵

➢国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定（改正JESCO法：平成26年11月成立）

＜中間貯蔵施設予定地＞

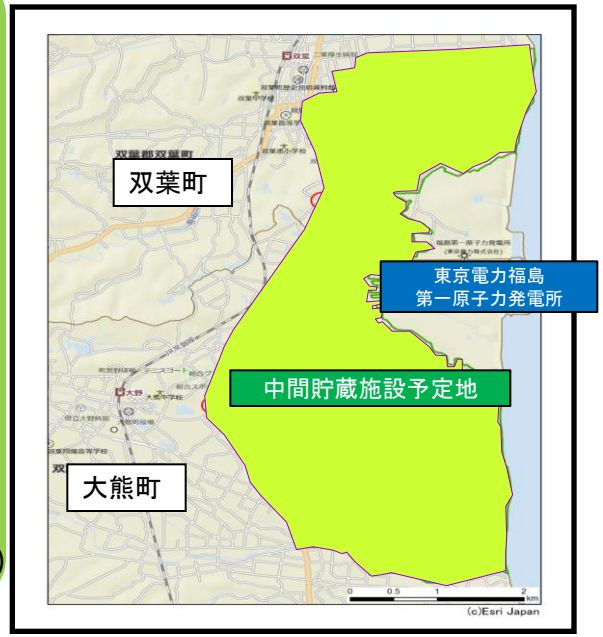

最近の主な動き

平成27年２月　<u>福島県知事、大熊・双葉両町長から搬入を受入れる旨を国に伝達</u>

３月　<u>パイロット（試験）輸送を開始</u>

・安全かつ確実な輸送の確認のため、概ね１年程度をかけて、福島県内43市町村から約1000m³程度づつ合計５万㎥を輸送

平成28年２月　<u>平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針を公表</u>

・28年度から本格的な施設整備に着手するとともに、段階的に輸送量を増加

３月　<u>中間貯蔵施設に係る「当面５年間の見通し」を公表</u>

４月　<u>平成28年度の輸送(約15万m³)を開始</u>

中間貯蔵施設に係る「当面５年間の見通し」

○用地取得や施設整備に全力を尽くすことにより、
「復興・創生期間」の最終年であり、復興五輪と位置づけられる2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までに、500万～1250万m³程度の除染土壌等を搬入できる見通し。これにより、

①少なくとも、身近な場所にある除染土壌等(注1)に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指す。

（注１）住宅、学校などにおける現場保管量　約180万m³（平成27年12月31日時点の実績値）

②さらに、用地取得等を最大限進め、幹線道路沿いにある除染土壌等(注2)に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指す。

（注２）高速道路沿道から500m／国道・県道沿道から100m以内の仮置場の保管量　約300万～500万m³（推計値）

※　実際に、どの仮置場等から順番に搬出するかは各市町村の判断による。
※　本見通しは、中間貯蔵事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。
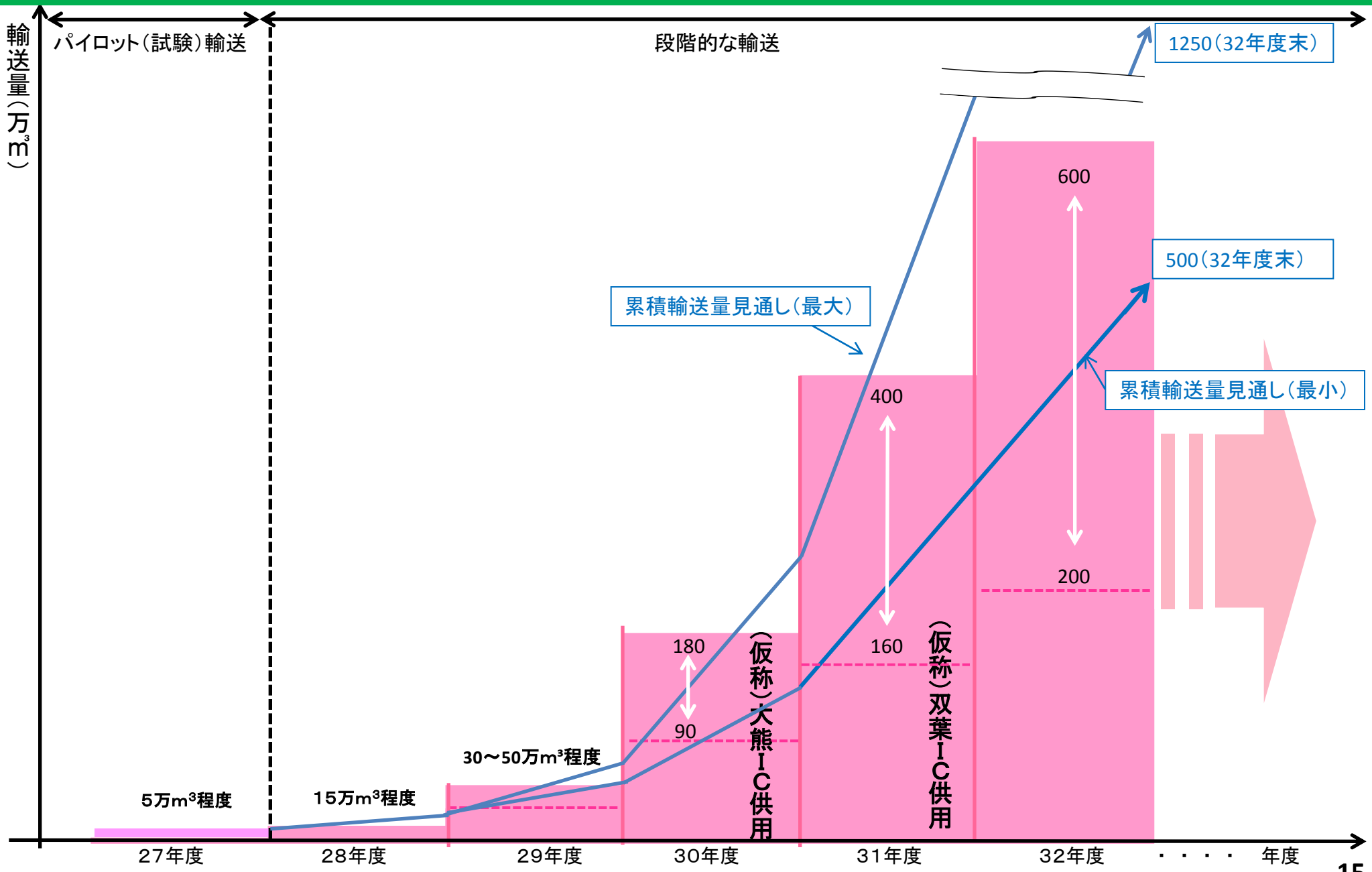
中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」のイメージ